

いきいき消防団

北杜市消防団 団員マニュアル

自分たちのまちは…



自分たちで守る！！



令和2年7月
北杜市総務部消防防災課

目 次

第1章 消防団の概要

1 消防団の設置	1
2 消防団員の資格	1
3 消防団員の任務	1
4 消防団員の権限	2

第2章 消防団員の身分・処遇等

1 消防職員と消防団員の違い	3
2 消防団員の身分	3
3 消防団員の処遇	3
4 消防団員等の福祉共済事業	7
5 消防団員の表彰	9

第3章 消防団員の活性化対策

消防団協力事業所表示制度	10
--------------	----

第4章 消防団員の活動

1 平常時の活動	11
2 火災（各種災害）発生時の対応	13
3 現場活動	18
4 残火鎮滅・撤収・解散	20

みんなで「消防」を学ぼう！！	22
----------------	----



第1章 消防団の概要

1 消防団の設置

消防団は、消防組織法第18条第1項の規定により、市条例に基づいて設置されています。

本市では、次のとおり、定められています。

名称	管轄区域
北杜市消防団	北杜市全域

2 消防団員の資格

消防団員は、次の資格のいずれにも該当する方が、市長の承認を得て任命されます。

- (1) 北杜市内に居住し、又は勤務する者
- (2) 年齢18歳以上の者
- (3) 志操堅固で、かつ、身体強健な者

3 消防団の任務

消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする。(消防組織法第1条)

消防団は、地域防災力の中核として将来にわたり欠くことのできない代替性のない存在として、一市町村に一団を置くものとする。(特段の事情がある場合は、一市町村に二団以上置くことができる。)(消防力の整備指針第35条)

消防団の代表的な業務は次のとおりです。(消防力の整備指針第36条)

- (1) 火災の鎮圧に関する業務
- (2) 火災の予防、警戒に関する業務
- (3) 救助に関する業務
- (4) 地震、風水害等の災害の予防、警戒及び防除並びに災害時における住民の避難誘導等に関する業務
- (5) 武力攻撃事態等における警報の伝達、住民の避難誘導等国民の保護のための措置に関する業務
- (6) 地域住民(自主防災組織等を含む。)等に対する指導、協力、支援及び啓発に関する業務
- (7) 消防団の庶務の処理等の業務
- (8) その他、地域の実情に応じて、特に必要とされる業務

4 消防団員の権限

消防団員には、おもに次の権限が与えられています。

(1) 緊急措置権

消防吏員又は消防団員は、消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のために必要があるときは、火災が発生せんとし、又は発生した消防対象物及びこれらのものの在る土地を使用し、処分し又はその使用を制限することができる。(消防法第29条第1項)

消防吏員又は消防団員は緊急の必要があるときは、火災の現場附近に在る者を消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させることができる。(消防法第29条第5項)

(2) 優先通行権

消防車が火災の現場に赴くときは、車馬及び歩行者はこれに道路を譲らなければならない。(消防法第26条)

(3) 消防警戒区域の設定

火災の現場においては、消防吏員又は消防団員は、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。(消防法第28条)

(4) 情報収集

火災の現場においては、消防吏員又は消防団員は、当該消防対象物の関係者その他総務省令で定める者に対して、当該消防対象物の構造、救助を要する者の存否その他消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のため必要な事項につき情報の提供を求めることができる。(消防法第25条第3項)



第2章 消防団員の身分・処遇等

1 消防職員と消防団員の違い

消防職員は、市町村職員と同じ常勤の地方公務員で、消防署に交替で勤務する職員や消防本部に勤務する職員をいいます。

一方、消防団員は普段は生業を持ちながらも「自らの地域は自らが守る」という崇高な精神に基づき、災害発生時や訓練時には自宅もしくは職場等から出動して活動します。

2 消防団員の身分

消防団員は非常勤特別職の地方公務員となり、市条例で身分を定めています。

また、消防団員は災害現場で危険な活動に従事することから、活動中に死亡若しくは負傷、または疾病にかかった場合には、公務災害補償が受けられます。

さらに、消防団を退職した際には、功労金的な性格の退職報償金が在職年数、退団時の階級に応じて支払われます。（消防団員として5年以上勤務した者が対象）

3 消防団員の処遇

（1）消防団員報酬等

ア 団員報酬 団員には、階級に応じて「表1」のとおり報酬が支給されます。

【表1：団員報酬】

階級	報酬（年額）
団 長	120,000円
副団長	70,000円
分団長	50,000円
副分団長	35,000円
部 長	30,000円
班 長	14,500円
団 員	12,500円

イ 各種手当 団員が災害や訓練等の職務に従事する場合は、「表2」のとおり出動手当が支給されます

【表2：出動手当】

出動内容	出動手当（1回につき）
水火災、警戒又は訓練等の場合	500円
水難、山岳救助活動等の場合	1,000円

(2) 退職報償金

消防団員が退職するときは、「表3」のとおり退職報償金が支給されます。

【表3：退職報償金】

(単位：千円)

階 級	勤続年数					
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団 長	239	344	459	594	779	979
副団長	229	329	429	534	709	909
分団長	219	318	413	513	659	849
副分団長	214	303	388	478	624	809
部長・班長	204	283	358	438	564	734
団 員	200	264	334	409	519	689

(3) 公務災害補償

ア 公務災害補償制度の意義

消防団員が「公務上の災害」を受けた場合に、市町村等が被災した団員又はその遺族に対し、その災害によって生じた損害を補償し（損害補償）、併せて被災団員の社会復帰の促進、遺族の援護等を図るために必要な福祉事業を行うものです。

この場合の「公務上の災害」とは、消防・水防をはじめとする消防団活動等により被った負傷、疾病、障害又は死亡の身体的損害をいいます。

イ 損害補償の種類と概要

「公務上の災害」によって生じた損害の補てんを目的とした基本給付で、損害補償の種類及びその概要は次のとおりです。

① 療養補償

負傷したり疾病にかかったりした場合に、医師の診察、薬剤や治療材料の支給、処置、手術その他の治療等の必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を支給するもの。

② 休業補償

負傷したり疾病にかかったりした場合に、療養のため勤務や業務に従事することができない期間、1日につき補償基礎額の100分の60に相当する額を支給するもの。

③ 傷病補償年金

負傷したり疾病にかかったりした場合に、療養開始後1年6カ月経過してもその傷病治らず、一定の傷病等級に該当するときに、その傷病が継続している期間、年金を支給するもの。

④ 障害補償

負傷したり疾病にかかったりした場合で、その傷病は治ったが一定の障害が残ったときに、障害等級第1級から7級までの者には年金を支給、障害等級第8級から14級までの者には一時金を支給するもの。

⑤ 介護補償

傷病等級第2級以上の傷病補償年金又は障害等級第2級以上の障害補償年金を受給する原因となった障害のうち、特定の障害により、常時又は随時介護を要する状態にある者が、介護を受けたため費用を支出したときにその費用を限度額まで支給するもの。なお、親族等から介護を受けた場合は、定額を支給します。

⑥ 遺族補償

消防団員が死亡した場合に、その遺族に対して、遺族補償年金又は遺族補償一時金を支給するもの。

⑦ 葬祭補償

消防団員の死亡に際して、遺族等が葬祭を行った場合に、その者に対して支給するもの。

ウ 福祉事業の種類と概要

福祉事業は、被災団員又はその遺族の福祉を増進するため、法的義務として行う損害補償を補完する付加的給付であり、消防基金が市町村等に代わって行うものです。

その承認申請や請求は市町村等を経由することになっています。

福祉事業の種類は、外科後処置、補装具、リハビリテーション、必要な旅行費、アフターケア、休業援護金、在宅介護を行う介護人の派遣に関する事業、奨学援護金、就労保育援護金、傷病特別支給金、傷病特別給付金、障害特別支給金、障害特別援護金、障害特別給付金、障害差額特別給付金、遺族特別支給金、遺族特別援護金、遺族特別給付金、長期家族介護者援護金などがあります。

エ 公務災害発生時の連絡

公務災害が発生した場合は、速やかに所属部長及び所属分団長に報告してください。

報告を受けた分団長等は、速やかに北杜市総務部消防防災課に報告してください。

病院で診察・治療を受けたり、入院したりした場合は、公務災害として市に報告してある旨を医療機関に申告してください。

(4) 自動車等損害見舞金

消防団の災害活動において、団員が使用した自家用車に損害が発生した場合に、その損害に対して見舞金を給付し、団員の経済的負担を軽減することにより、団員の活動環境の整備等を図るもの。

ア 自家用車の範囲

- ① 団員が所有する自動車等（自動車及び原動機付自転車）
- ② 団員と生計を同一にしている親族の所有する自動車等
- ③ 団員又は団員と生計を同一にしている親族が取締役等をしている法人の所有する自動車等

- ④ 団員、団員と生計を同一にしている親族又は生計を同一にしている親族が取締役等をしている法人が割賦販売等で購入した自動車で、その所有権が売主に留保されているもの
- ⑤ 団員、団員と生計を同一にしている親族又は生計を同一にしている親族が取締役等をしている法人が譲渡により担保の目的とした自動車等で、その所有権が担保権者にあるもの

イ 見舞金の対象となる損害の範囲

- ① 災害発生時又は災害発生のおそれがあるときに、緊急に自家用車を使用し、又は使用させて出動した場合における往復途上もしくは駐車中に生じた損害
- ② 平常時において、やむを得ず自家用車を消防団活動に直接使用し、又は使用させた場合において、その活動中に生じた損害（消防団の活動場所への単なる移動手段として使用する場合を除く）

ウ 見舞金の適用除外

損害が故意又は重大な過失による場合

- ① 団員の故意によって生じた損害
- ② 無免許運転、酒気帯び運転等をしている際に生じた損害
- ③ 団員の運転により人（自動車等の運転者及び同乗者を除く）を死傷させた事故により生じた損害
- ④ 事故により刑事訴追を受ける場合の損害
消防団活動に必要な合理的な経路又は場所以外で生じた損害

エ 見舞金の額

見舞金の額は、修理費の額（30,000円以上の額とし、損害を受けた自家用車に替えて新たに購入する場合は、その購入費用の額と修理費の額のいずれか少ない額）に応じて、表4に掲げる見舞金の額が支給されます。

【表4：見舞金支給額】

修理費の額	見舞金の額	修理費の額	見舞金の額
100,000円以上	100,000円	60,000円～64,999円	60,000円
95,000円～99,999円	95,000円	55,000円～59,999円	55,000円
90,000円～94,999円	90,000円	50,000円～54,999円	50,000円
85,000円～89,999円	85,000円	45,000円～49,999円	45,000円
80,000円～84,999円	80,000円	40,000円～44,999円	40,000円
75,000円～79,999円	75,000円	35,000円～39,999円	35,000円
70,000円～74,999円	70,000円	30,000円～34,999円	30,000円
65,000円～69,999円	65,000円		

オ 未支給の見舞金

見舞金を受けることができる団員が死亡し、まだその者に支給していない見舞金があるときは、その者の遺族に見舞金が支給されます。

カ 申請手続き

見舞金を受けようとする団員は、必ず事前（修理を行う前）に北杜市総務部消防防災課にご相談ください。

その後、申請書を提出していただきますが、申請書には「修理費の額を証明する領収書」、「修理の内容が分かる請求書又は見積書」、「破損個所が確認できる写真」の3点を添付することになっています。

なお、「交通事故証明書」の添付は必要ありません。

4 消防団員等の福祉共済事業

福祉共済事業は、消防団員等の相互扶助による共済制度であり、本市では公費負担によりすべての消防団員が加入しています。

福祉共済事業の共済金額及び内容は表5のとおりです。

【共済金を支給できない場合】

- 加入者又は共済金受取人の故意又は重大な過失による場合
- 加入者の犯罪、違法行為又は死刑の執行による場合
- 加入者の精神障害又は飲酒を原因とする事故の場合
- 加入者の自殺又は自殺未遂による場合
- 戦争その他の変乱による場合



【表 5：福祉共済事業の共済金額及び内容】

区分	事由	給付種別等				共済金額(円)
死亡	公務・公務外	遺族援護金				1,000,000
	公務	弔慰金				23,000,000
		弔意救済金	付加 給付	1号	10,000,000	
				2号	7,000,000	
				3号	5,000,000	
保育援護金 (未就学被扶養者1人あたり)				250,000		
重度障害 (等級1級・2級)	公務・公務外	生活援護金				1,000,000
	公務	重度障害見舞金				23,000,000
		見舞金	付加 給付	1号	6,000,000	
				2号	4,500,000	
				3号	2,500,000	
保育援護金 (未就学被扶養者1人あたり)				250,000		
障害 (等級3級～12級)	公務・公務外	障害見舞金	3級又は4級		500,000	
			5級又は6級		300,000	
			7級又は8級		180,000	
			9級又は10級		90,000	
			11級又は12級		60,000	
	公務	見舞金	付加 給付	3級～6級	1号	750,000
					2号	750,000
					3号	500,000
			付加 給付	7級～9級	1号	500,000
2号	500,000					
3号	400,000					
入院	公務・公務外	入院見舞金(120日限度) (7日以上入院で1日あたり)				1,500

5 消防団員の表彰

一定の期間以上勤続して消防団活動を行い、地域の消防防災に貢献した団員や特に功労があった団員に対して各種の表彰があります。

【主な表彰】

○消防庁長官表彰【功労章、永年勤続功労章、退職消防団員報償（銀杯）】

○日本消防協会長表彰【功績章、精績章、永年勤続章】

○山梨県知事表彰【勲功章】

○中北地域県民センター所長表彰

○山梨県消防協会長表彰【甲種功労章、乙種功労章】

○山梨県消防協会峡北支部長表彰

○峡北広域行政事務組合消防本部消防長表彰

○北杜警察署・防犯協会北杜支部防犯功労表彰【役員・一般】

○北杜市長表彰

○北杜市消防団長表彰



第3章 消防団員の活性化対策

消防団協力事業所表示制度

この制度は、事業所の消防団活動への協力が社会貢献として広く認められると同時に事業所の協力を通じて、地域の消防防災体制をより一層充実させることが目的です。

【北杜市消防団協力事業所表示制度認定基準】（いずれかに適合するもの）

- 原則、消防団員を2人以上かつ5年以上雇用し、従業員が消防団活動を行うことに対して、賃金・昇進・昇級等において不利に扱わないよう配慮している事業所
- 災害時における協力協定及び覚書等を北杜市と締結し、消防団活動に係る資機材を提供している事業所
- その他、消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、市長が特に優良と認める事業所

消防庁においても、市町村が認定した協力事業所の中で、特に顕著な功績が認められる事業所を認定する制度があり、市内でも1つの事業所が認定されています。

【認定事業所一覧】

- | | |
|--------------------------|------------|
| ●マクセル(株)機能性部材料事業本部小淵沢事業所 | ★北杜市・消防庁認定 |
| ●大和リゾート(株)ロイヤルホテル八ヶ岳 | 北杜市認定 |
| ●(株)清水製作所 | 北杜市認定 |
| ●特殊興業(株) | 北杜市認定 |
| ●道村建設(株) | 北杜市認定 |

企業のみなさまへ

働く街が、
守る街に
なりました。

わたし、
街を守る人。

消防団員募集

[illegible]

第4章 消防団員の活動

1 平常時の活動

1-1 通常点検

火災をはじめとする災害の発生は事前に予知することはできません。

したがって、常に消防車両や装備を最良の状態に保ち、最大の能力を発揮できるよう備えておかなければなりません。

(1) 消防車両・装備の点検・整備

各団員の個人装備として活動服・ヘルメット・法被・安全靴・手袋等があります。

これらの個人装備については、原則として各団員が個人で管理するものですが、火災等の防御終了後や日常点検時にお互いの装備状況を確認してより万全の体制をとってください。

また、消防車両やホース等、部隊としての装備についても、一定の期間ごとに機能や作動状況等について点検する必要があります。

(2) ポンプ庫の整理整頓

各部には、消防車両及び資機材の収納場所としてポンプ庫が設置されています。

有事の際に迅速に対応するため、消防車両・装備を万全に常に整理整頓をしておくことが必要です。

1-2 自己管理

日頃から健康管理を徹底するとともに、常に自己の所在を明確にしておき、災害対応に備えることが必要です。

(1) 健康管理

日頃から健康に注意を払い、常に自己の状態を把握して、災害活動に支障のないようにしてください。

また、体力は消防活動の根幹を成すものであるため、日頃から体力錬成を行い、体力の維持・増強に努めてください。

(2) 連絡体制の確保

○災害発生の覚知ルート・出動命令伝達ルートを確保してください。

- 外出時・外泊時・旅行時等における連絡体制も確保してください。
- 出動する際には、ポンプ庫内の黒板等に出動先・出動内容を明記してください。

1-3 事前計画等

管轄地区の状況や事前計画等の詳細な情報を持つことは、災害対応時の大きな力となることから、日頃から管内調査と事前計画の研究が大切です。

(1) 事前計画

- 災害活動マニュアル等を理解し熟知しておきましょう。
- 分団内（部内）の消防水利図等を整備しましょう。

(2) 管内の把握

管内の地理・消防水利を把握するとともに、次の特殊な対象物を把握してください。

- 病院・養護施設・老人施設等の人命の危険度が高い対象物の情報
- 危険物施設等、消防活動上特別な対応または障害が予測される対象物の情報
- 高齢者・身体障害者等の災害弱者の情報
- その他管内にある特殊な情報

1-4 訓練

自発的に訓練を行い、その結果を検証することにより、実際に災害が発生したときに適切に対応することができます。

(1) 基本訓練

各分団及び各部ごとに、あらゆる災害状況に応じた訓練を積極的に行ってください。

(2) 召集訓練

他部との連携、他分団との広域連携を考えた訓練を積極的に行ってください。

- 指揮及び部隊運用
 - ア 本部運営
 - イ 通信連絡
 - ウ 部隊集結・配備
- 各種機器の運用
 - ア 機器の使用及び搬送
 - イ ホース延長
- 注水・消火
 - ア ポンプ車・小型ポンプによる単隊及び中継による注水、水利の確保

1-5 防火活動

火災を未然に防ぐ、また火災を発生させない予防活動は、住民の生命と財産を守る上で大変重要な活動です。

地域住民に火災予防の啓発活動を行うことにより、火災の予防に努めましょう。

(1) 家庭内における防火活動

団員自らが絶対に火災を起こすことのないよう日頃から防火に努めましょう。

(2) 地域における防火活動

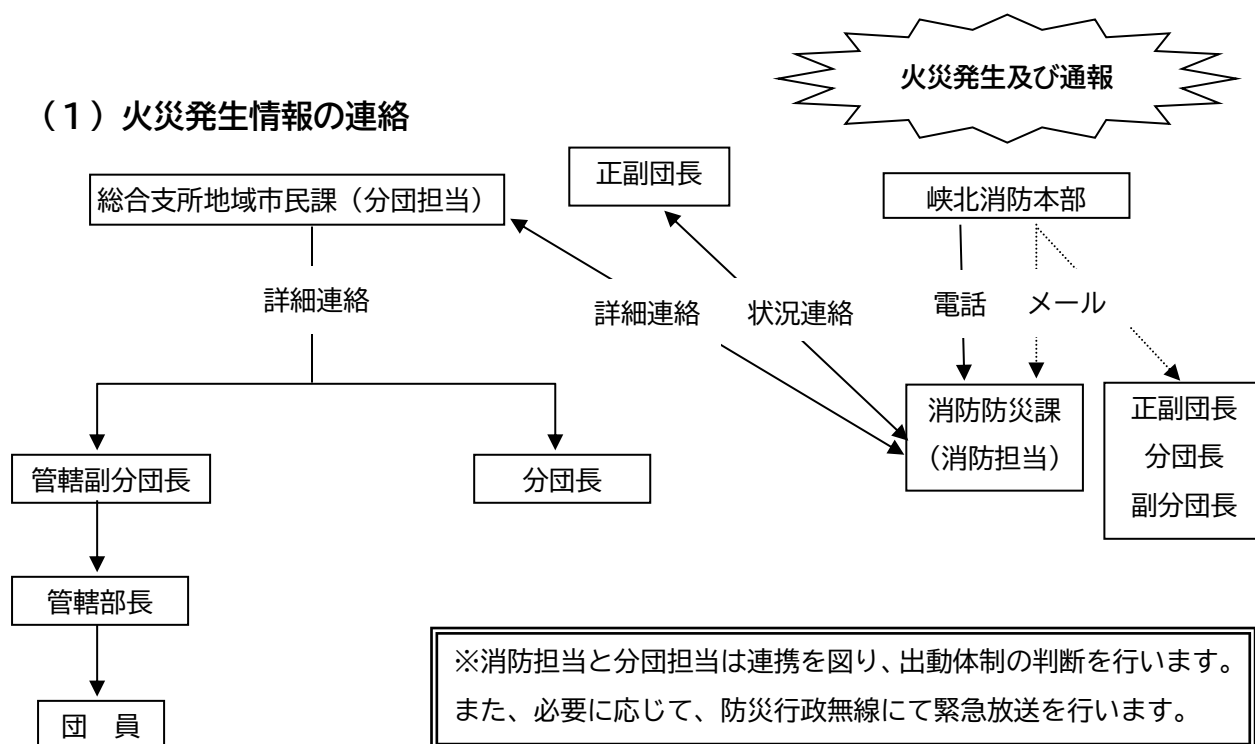
- 防災行政無線等を利用して住民に対し、火災予防の注意喚起をします。(本部)
- 夜間巡回の際、車載拡声器により火災予防の呼びかけをします。(分団)
- 火災予防啓発ポスター等を掲示します。(分団)

2 火災（各種災害）発生時の対応

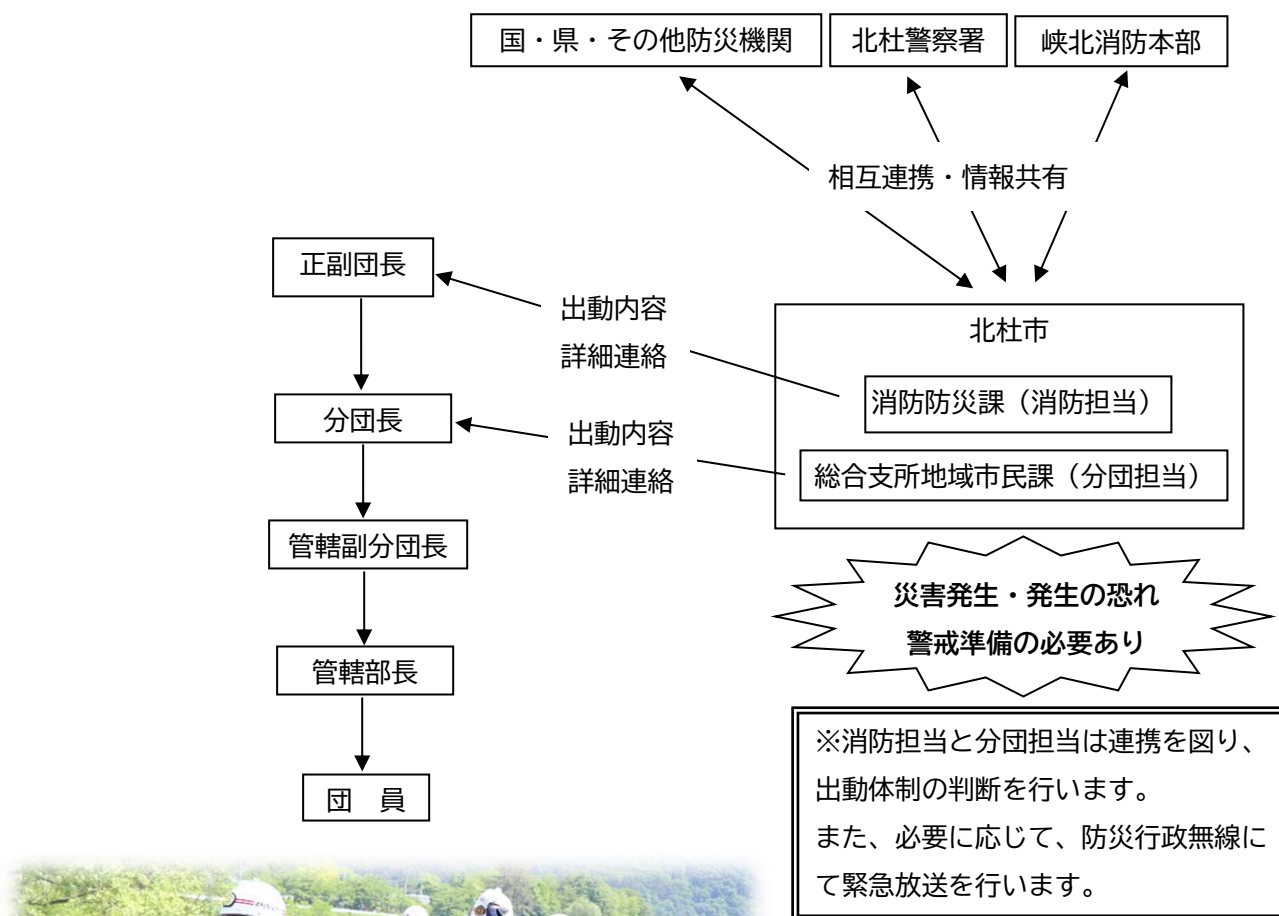
2-1 火災（災害）の覚知

消防団の出動は様々なルートで指令されるため、直ちに行動に移ることができるよう日頃から連絡体制を確立しておく必要があります。

(1) 火災発生情報の連絡



(2) その他災害発生情報の連絡



2-2 火災（災害）出動

団員は、原則として出動命令により出動します。

出動命令がなくても、明らかに火災（災害）発生と判断できる場合は、この限りではありません。ただし、必ず119番通報するとともに、上位階級者に連絡してください。

（1）消防団員出動基準 消防団員の出動については、次のとおりです。

- 1 火災（災害）発生時における出動区分は別表のとおりとする。
分団において、出動以外の部は待機とするが、隣接部は状況により速やかに出動しなければならない。
- 2 分団長が他分団の応援を必要と判断したときは、直ちに副団長へ消防ポンプの必要台数及び必要人員数等を申し出て、副団長の出動命令を待つこと。
- 3 他市町村の火災（災害）出動にあつては、峡北消防本部消防長の命令を受けた上で、団長が必要な消防ポンプの出動命令を発令することができる。ただし、あらかじめ相互応援協定が締結されている場合は、この限りではない。
- 4 火災（災害）現場に到着した部は、直ちに活動を実施しなければならない。
- 5 車輛出動人員は次のとおりとする。
 - （1）消防ポンプ自動車 適正人員5人（最低3人は必要）
 - （2）小型動力ポンプ付積載車 適正人員4人（最低2人は必要）
- 6 出動部は現場指揮本部の点呼を受けた後、解散命令を以て撤収する。
- 7 出動時は、法被（活動服）、ヘルメット、手袋を必ず装着しなければならない。
- 8 火災以外の災害出動については、団長の命令により出動する。（緊急を要する場合で、副団長もしくは分団長の命令で出動した部があつた場合、副団長もしくは分団長は、事後、出動の経過について団長へ報告する。）
- 9 団長は、地震・風水害・大雪等の災害が発生した場合、又は発生するおそれが高まった場合、団員に対して待機命令もしくは準備命令を発することができる。

【別表】

	第1次出動	第2次出動	第3次出動
明野地内の火災（災害）	明野分団	須玉分団	全分団
須玉地内の火災（災害）	須玉分団	明野分団	〃
高根地内の火災（災害）	高根分団	長坂・大泉分団	〃
長坂地内の火災（災害）	長坂分団	高根・大泉分団	〃
大泉地内の火災（災害）	大泉分団	高根・長坂分団	〃
小淵沢地内の火災（災害）	小淵沢分団	長坂・白州分団	〃
白州地内の火災（災害）	白州分団	小淵沢・武川分団	〃
武川地内の火災（災害）	武川分団	白州分団	〃

第2次出動について、団長が必要と判断した場合は、応援分団以外の分団にも出動要請できるものとする。

(2) 出 動

- 現場の最上位階級者を指揮者とします。
- 装備等の確認を行った後、車両に乗車してください。
- 車両サイレン吹鳴、赤燈点灯するとともに、車載拡声器を適宜活用し、一般車両への注意喚起を適切に行ってください。
- 直接火災（災害）現場へ出動する際は、交通ルールに従い、安全で最も早い方法を選択してください。

(3) 出動順路（消防車両の運転）

○順路選定の留意事項

- ア 地形・水利等を考慮し、迅速確実に現場に到着できる道路を選定してください。
- イ 狭い道路を避け、なるべく広い道を選定してください。
- ウ 朝・夕の渋滞時間帯による交通量も考慮してください。

○交通事故防止の留意事項

北杜市消防団交通事故防止守則

1 事故防止及び安全管理

- (1) 公私の別を明確にし、公務以外に消防車両を使用しないこと。
- (2) 運転者は常に交通法規を遵守し、事故防止に万全を期すること。
- (3) 無免許者に運転させないとともに、有資格者中にも運転技術に巧拙があると思われるので、緊急を要する場合の運転者については留意すること。
- (4) 絶対に飲酒運転をしない、させないこと。
- (5) 緊急出動の場合、交通事故を考慮して無謀運転を行わないこと。
- (6) 運転者以外の団員は、乗車中の規律維持及び事故防止に努めること。
- (7) 消防車両使用前後に必ず点検及び手入れを行い、早期に故障の発見に努め、緊急時に支障のないよう管理すること。

2 緊急自動車運転 10 則

- (1) 消防車両の優先通行権は、必要最少限度に冷静に使う。
- (2) 必ず指定された者が運転しよう。
- (3) 緊急走行時は、道路環境に応じた運転をし、現場到着をいわずに競わないようにしよう。
- (4) 避けない車、避けられない車もあることを考え、有利な予測は絶対に避けよう。
- (5) 交差点など危険な場合は、一時停止又は徐行を必ず行い、安全確認をしよう。
- (6) 補助者は、声を出して安全確認事項を伝達しよう。
- (7) サイレンを聞いて飛び出してくる見物人のあることを考えて運転しよう。
- (8) サイレンが聞こえない人、赤燈が見えない人がいることを考えて運転しよう。
- (9) 拡声器、小旗等の資機材を活用しよう。
- (10) 緊急走行は、「到着後の責務の手段」にすぎないことを認識しよう。

(4) 車内での指揮者（最上位階級者）の指示

- 各団員の担当（水利・ポンプ・筒先等）へ指示をしてください。
- 活動するにあたっての活動方針・留意事項等を必ず団員に伝達してください。

(5) 出動途上の情報

- 市や先着隊からの情報により、現場到着後の活動を具体的に想定してください。
- 実際の煙・火炎等から状況を確認してください。

2-3 現場到着

現場に到着した消防団の活動は、現場指揮本部を中心に、連携して部隊活動を行うことが必要です。

(1) 現場の確認

地理・地形の情報を収集し、火災の場合は延焼の恐れ、山林と接近している場合、林野火災となる懸念等、現場状況を把握し、団員・機材の配置を決定してください。

(2) 現場指揮本部の設置

現場指揮本部は、分団長の指揮により原則として副分団長が設置します。

先着隊の最上位階級者（指揮者）が、分団長及び副分団長が到着するまで、現場指揮本部の設置及び運営を行います。

(3) 水利部署

- 先着隊は、火点直近の水利に部署してください。
- 出動順路から適切な水利を選定してください。
- 後着隊は、先着隊の活動を考慮して水利を選定するとともに、なるべく水量豊富な水利に部署してください。
- 防火水槽については、必ず残水量を考慮し、早期に給水隊を要請してください。
- 水利が遠い、水量が少ない場合には、中継送水を行ってください。
（中継送水については、中継送水マニュアルを参照）

(4) 水利部署上の注意点

- 火点直近水利に部署する場合は、火災による被害・影響を配慮してください。
- 自然水利部署時には転落や軟弱な地盤に注意してください。

(5) 交通整理及び規制

- 現場到着後は、活動体制の確立を優先し、必要人員が確保された時点で交通整理員を選定してください。
- 迂回の指示、駐車禁止及び駐車場所等の指示をするとともに、警察官との連絡を密にしてください。
- 後着隊の進入路確保、一般車両の進入禁止を図ってください。

(6) 現場へ直行した団員

直接現場へ急行した団員については、到着後速やかに所属の車両に出向き、所属部指揮者からの指示を受け活動してください。

(7) 余剰人員の待機

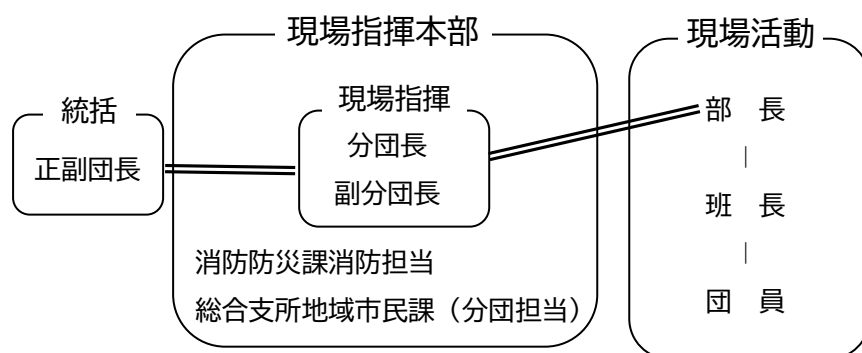
- 活動体制が整い、交通整理員等の団員配置終了後、余剰人員が生じた場合は、現場指揮本部の周辺で整列待機し、指示を待ってください。

3 現場活動

3-1 現場指揮基本説明

火災（災害）が発生した場合、現場においての対策活動を迅速かつ適正に処理するため、現場体制を確立するとともに関係機関と連絡を密にし、相互協力に努めてください。

(1) 現場指揮体制



(2) 現場指揮本部の設置

- 副分団長は現場到着後、直ちに現場指揮本部を設置してください。
- 分団長・副分団長が現場に到着するまでの間は、先着隊の最上位階級者（指揮者）の指示に従って活動してください。

- 現場指揮本部の位置は、原則として現状の全体が把握できる場所としてください。
- 部長は、現場指揮本部設置後、速やかに現場指揮本部に集合し、現状の報告を行ってください。
- 指示は、伝令・携帯電話・携帯無線で行ってください。

3-2 担当・役割

部署名	階 級	役 割
団本部	団 長	統括
	副団長	団長の補佐
現場指揮本部	分団長	現場活動の指揮
	副分団長	現場指揮本部の設営・分団長の補佐
消防車両	部 長	消防車両・部隊の統括及び指示
	班 長	部長の補佐
	団 員	水利確保 消火活動（災害防御活動） 負傷者等の救護、交通警戒、 現場指揮本部・消防車両・部隊間の情報伝達

3-3 安全管理

消防活動における安全管理は、常に危険性に配慮すると同時に状況を把握し、危険を事前に回避するよう努めてください。

安全確保10則

- 1 安全管理は、任務遂行を前提とする積極的行動対策である。
- 2 災害現場は、常に危険性が存在する。安易に慣れることなく危険に対する警戒心を緩めるな。
- 3 部隊及び団員が指揮者の掌握から離脱することは、重大な事故につながる。独断行動を慎み積極的に指揮者の掌握下にはいれ。
- 4 危険に関する情報は、現場の全団員に迅速に周知徹底せよ。危険を察知したものは、直ちに現場指揮本部に報告し、緊急の場合は周囲に知らせて危害を防止せよ。
- 5 興奮、狼狽は事故の土壌になる。どんな活動環境においても冷静さを失うな。
- 6 機械及び装備に対する知識の欠如は、事故を誘因する。各種資器材の機能、性能限界を明確に把握し、安全操作に習熟せよ。
- 7 安全確保の基本は、自己防衛である。自己の安全は、まず自身が確保せよ。
- 8 安全確保の第一歩は、個人装備に始まる。個人装備品の完全な着装を心掛けよ。
- 9 安全確保の前提は、強じんな気力、体力にある。平素から激務に耐え得る気力、体力を持続せよ。

10 事故事例は、かけがえのない教訓である。内容を詳細に把握し、行動指針として活かす。災害から安全を学ぶな。

指揮者の任務

部下の安全を確保することは、指揮者の主要な任務であること。

指揮者は、下命に際し常に危険性に配慮するとともに、部下の活動環境を把握して、危険の事前排除に努めなければならないこと。

- 1 指揮活動のすべてに安全に対する配慮がなければならないこと。
- 2 単独の筒先等団員には、絶えずその状況を確認すること。
- 3 危険性が著しい場合は、躊躇なく一時退避等の緊急措置を下命すること。
- 4 危険性のある現場においては、厳しい行動統制を行うこと。
- 5 事故発生の場合は、混乱を防止するため現場管理を徹底して実施すること。
- 6 安全確保の下命や指示は、具体的な内容でなければならないこと。

4 残火鎮滅・撤収・解散

4-1 残火鎮滅

残火鎮滅とは、火災現場における残火を完全に消火することです。

消火作業も一段落し、緊張感も薄れることから、管理に対する細心の注意が必要です。

(1) 残火処理時の留意事項

- 高い所から低い所へ、周囲から中央部に順次移行し注水します。
- とび口等での小破壊、堆積物の掘り起こし作業を行いながら注水します。
- 筒先圧力は低くし、状況によっては筒先をはずして注水します。また、ジェットシューター等を利用してください。
- 過剰破壊や過剰注水による水損防止に注意するとともに、のちの火災原因調査のために現状保存にも配慮してください。

(2) 残火処理時の安全管理

- 団員間の十分な連携のもと実施してください。
- 残火処理は足場等が不安定な場合が多いので細心の注意を払ってください。
 - ア 高所・不安定な足場等、落下の危険性がある場所での作業は、はしご等確実な足場を確保し作業を行ってください。
 - イ 焼損が激しい2階、屋根等での作業は行わないでください。
 - ウ 釘やガラス等の踏み抜き、梁・瓦・天井材等の落下物に注意してください。

(3) 再燃危険の排除

○再燃火災を防止するため、管轄の分団（部）は現場監視・巡回を行ってください。

4-2 撤収・解散

引き揚げ時は、火災が鎮火した（災害が一段落した）気の緩みから注意力も散漫となるので、交通事故防止に細心の注意をして、無事に帰所し再出動に備えることが必要となります。

(1) 使用資器材の撤収

○使用資器材の数及び異常の有無を確認してください。

○使用ホース等は、現場引き揚げの途中に落下しないよう完全に積載してください。

(2) 人員報告

○部長は現場指揮本部に対し、部の出動人員・車両数を報告してください。

○人員報告終了後、各部は現場指揮本部の指示のもと解散・帰所してください。

(3) 引き揚げ時の留意事項

○直接現場に参集した団員を含め、現場引き揚げ時の交通事故防止に努めてください。

(4) 帰所・解散

○ホース等の積載替を行い、次の出動に備えてください。

○ 燃料の補給、機器の充電を行ってください。

○ 使用したホースの洗浄・乾燥を行ってください。

○ 器具機材の点検終了後、各部長の指示のもと解散してください。

○ 再燃警戒の担当部は、副分団長もしくは部長の判断のもと、再燃の危険性が無いと判断された場合、解散してください。

(5) 報告

○ 総合支所地域市民課（分団担当）は、出動報告書を作成します。

現場に総合支所地域市民課（分団担当）が出動していない場合は、部長が出動内容を分団担当に報告するものとします。

みんなで「消防」を学ぼう！！

総務省消防庁では、「防災危機管理 e-カレッジ」という消防を学ぶことができる教材を公開しています。

消防団員のための教育用教材も充実していますので、ぜひ一度ご覧ください！



○防災危機管理 e-カレッジ TOP

<https://www.fdma.go.jp/relocation/e-college/>



○消防団員のための教育用教材

<https://www.fdma.go.jp/relocation/e-college/post-1.html>



